

警察車両メンテナンス業務仕様書

第1 業務名

警察車両メンテナンス業務

第2 仕様総則

- 1 島根県警察本部（以下「警察本部」という。）が保有する自動車（以下「メンテナンス対象車両」という。）について、道路運送車両法及びその他関係法令の定めに適合し、常時安全な運行ができるよう良好な状態に保つため、点検整備及び維持管理等（以下「メンテナンス」という。）を行うこと。
- 2 効率的かつ誠実に業務を履行し、保守管理の均一化を図ること。

第3 委託期間

- 1 契約期間
契約日から令和10年9月30日まで
- 2 委託業務期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

第4 メンテナンス対象車両

別紙1「対象車両一覧表」のとおり

第5 メンテナンスの内容

- 1 定期点検整備
 - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条に定める定期点検整備
 - (2) 道路運送車両法第49条に定める定期点検整備記録簿への記録
- 2 継続検査
 - (1) 道路運送車両法第62条に定める継続検査（車検）及び登録手続（OCRシート代を含む。）
 - (2) 登録代行手数料は、委託料に含む。
- 3 故障整備等
 - (1) 故障及び不具合に対して実施される点検整備等（特別架装等の不具合を含む。）
 - (2) メンテナンス対象車両の路上（高速自動車道路等を含む。）における故障時の点検整備等
 - (3) メンテナンス対象車両の故障に伴うレッカーの手配
 - (4) 板金修理が生じたときの取扱
事故等によりメンテナンス対象車両に板金修理等が発生した場合、必要に応じ修理見積内容の妥当性の検証や修理先の手配等を行うこと。

(5) 年中無休で対応できること。(レッカー手配については、24時間対応できること。)

4 部品等の交換（別紙2「委託業務範囲の分類」参照）

上記1、2及び3の作業において生じる油脂液類の補充又は交換及び通常使用において劣化する消耗部品等の交換

なお、タイヤ交換にかかるタイヤのメーカーは、ブリヂストン、ヨコハマ、トーヨー、住友ゴムとし、その他の部品等の交換については、メンテナンス対象車両の製造メーカーで指定する純正品を使用すること。なお、純正品と同等の性能を有する物品の使用も可とするが、その場合は、事前に警察本部の承諾を得ること。

5 洗車及び室内清掃

上記1、2及び3の(1)の作業を行う場合の洗車及び室内清掃

6 メンテナンスガイドの作成

警察本部専用のメンテナンスガイドを作成し、全車両へ備え付けること。

メンテナンスガイドには、故障整備する整備工場の連絡先及び突発的な故障時の連絡先及び担当者等について記載すること。

第6 メンテナンスに含まれるもの

- 1 自動車重量税
- 2 自動車損害賠償責任保険料
- 3 上記第5の内容に要する費用

第7 メンテナンスに含まれないもの

別紙2「委託業務範囲の分類」表中、「業務の内容に含まれない修理等」のとおり。

また、メンテナンスに含まれないものについては、警察車両メンテナンス業務の受託者と別途締結する契約に基づき、修理等の実績額に基づいて支払う。

なお、修理等に当たっては、事前に警察本部と協議すること。ただし、その都度見積内容の妥当性、必要性等を検証し、修理等実施の要否を決定することとする。

第8 整備工場の確保

- 1 整備工場については、別紙3「メンテナンス対象車両所在表」の保管場所からの距離等を考慮し、別紙4「選定業者一覧」に記載する整備工場から地区ごとに示す指定数以上を確保すること。
- 2 整備工場は、原則、特殊装備品等を積載した警察車両の修繕等の契約実績を有する者（別紙4「選定業者一覧」）であること。ただし、これによりがたい場合は、別紙5「選定業者協議書」により事前に協議し、警察本部の許可を得ること。
- 3 整備工場は、道路運送車両法第78条の規定に基づく自動車分解整備事業の認証若しくは同法第94条の2の規定に基づく指定自動車整備事業の指定等の認証又は指定を受けた事業場であること。

なお、受託者は、整備工場が上記に該当することを証明する指定書又は、認証書の

写しを委託契約締結後速やかに警察本部へ提出すること。

- 4 受託者は、整備工場の担当責任者等について、委託契約締結後、速やかに警察本部へ提出すること。
- 5 受託者は、契約期間内に整備工場の変更がないよう留意して確保を行うこと。
なお、特段の事情により変更を要する場合は、事前に警察本部と協議すること。
また、警察本部が整備工場の変更を求める場合には、速やかに新たな整備工場を確保すること。
- 6 県外を含む出張先における突発的な故障等により所定の整備工場に持ち込めない場合も、速やかに対応すること。

第9 整備工場の体制

- 1 整備工場は、メンテナンス対象車両のメーカーや車種にかかわらず、メンテナンスができること。
- 2 故障整備等に原則即日対応することとし、翌日以降になる場合は、事前に警察本部の承諾を得ること。
- 3 整備工場は、警察本部からメンテナンス対象車両を引き受けた後、メンテナンスの完了後返還するまでの間、メンテナンス対象車両を善良なる管理者の注意をもって保管すること。
なお、上記期間にメンテナンス対象車両を滅失又は毀損した場合は、島根県に対して損害賠償の責を負うものとし、また、上記期間にメンテナンス対象車両によって第三者に損害を与えた場合も、受託者がその責を負うものとする。
- 4 警察本部が必要と判断した場合には、警察本部が指定する者を整備工場に派遣して、メンテナンスに対して監督を行い、また、メンテナンスの方法について指示することができる。
- 5 警察本部がメンテナンスの完了確認において不良箇所を発見した場合には、整備工場に対して直ちに不良箇所の再度のメンテナンスを行わせることができる。
ただし、受託者が保安基準上問題がなく再度のメンテナンスを行う必要がないと判断した場合は、警察本部に対し十分な説明を行い、警察本部の承諾を得た上でこれを行わないことができる。
- 6 整備工場は、メンテナンスの実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか関係法令等を遵守し誠実に実施すること。

第10 業務の実施要領

受託者は、次の要領に基づき本業務を履行すること。

なお、実施に当たっては、事前に警察本部と十分な協議を行い、警察本部の業務に支障が生じないように調整を行うとともに業務履行に伴う報告書等については、遅滞無く警察本部に提出すること。

- 1 定期点検整備及び継続検査

- (1) 実施するときは、自動車検査証の有効期間の満了する日又は点検期限月の1か月前までに警察本部が指定する保管場所の担当者に連絡し、日程等について調整を行うこと。
- (2) 指定工場又は保管場所の担当者が指定する場所において、メンテナンス対象車両を引き受けること。
- (3) 受託者は、定期点検整備等以外に修繕等が必要な箇所を発見した場合には、作業を行う前にその旨を警察本部に連絡し、承諾を得ること。
- (4) 定期点検整備等が完了したときは、指定工場又は保管場所の担当者が指定する場所において、担当者又は担当者が指定する者の確認を受けた上で、メンテナンス対象車両を返還すること。

なお、返還時には、定期点検整備等の明細書（整備工場所定の様式で可とする。）を提出すること。

2 故障整備等

- (1) 受託者は、警察本部から整備依頼を受けた場合には、整備工場又は保管場所の担当者が指定する場所において速やかにメンテナンス対象車両を引き受けること。
- (2) 受託者は、点検業務等以外に修繕等が必要な箇所を発見した場合には、作業を行う前にその旨を警察本部に連絡し、承諾を得ること。
- (3) 故障整備等が完了したときは、指定工場又は保管場所の担当者が指定する場所において、担当者若しくは担当者が指定する者の確認を受けた上で、メンテナンス対象車両を返還すること。

なお、返還時には、故障整備等の明細書（整備工場所定の様式で可とする。）を提出すること。

第11 整備状況の確認方法

毎月10日までに前月の整備状況が確認できる帳票類を提出すること。なお、インターネット回線等やウェブブラウザ等により幅広く閲覧又は確認ができる情報システムについては利用しないこと。

第12 内訳

受託者は、契約金額の内訳を下記表により、契約時及び契約変更時ごとに提出すること。

【内訳】 1（別紙2「対象車両一覧」のNo.1～579までの内訳）

年 度	メンテナンスに要する経費	自賠責保険料	自動車重量税
令和7年度	円	円	円
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
合 計	円	円	円

【内訳】 2（別紙2「対象車両一覧」のNo.580～615までの内訳）

年 度	メンテナンスに要する経費	自賠責保険料	自動車重量税
令和7年度	円	円	円
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
合 計	円	円	円

- 注 ・ 内訳金額は、令和7年度及び令和10年度については6か月分、令和8年度及び令和9年度は12か月分とし、メンテナンスに要する経費は、全て消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。
- ・ メンテナンスに要する経費は、上記第5に要する費用を記入すること。

第13 メンテナンス対象車両の更新

毎年30台程度を順次更新する予定としている。

第14 委託契約

1 委託料の支払い

委託料は、毎月末日締めとし、請求に基づき支払を行う。

2 メンテナンスに要する経費の始期及び終期の取扱い

別紙6「メンテナンスに要する経費の始期及び終期の取扱いについて」のとおりとする。

第15 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。